

第3期

魚津市子ども・子育て支援事業計画

(概要版) (素案)

計画の概要

策定の趣旨

わが国の出生数は8年連続で減少し、少子化のスピードが加速している状況となっています。

一方で、出生数は減少していますが、女性の社会進出の拡大に伴い出産後の継続就業率は上昇し、低年齢児の保育ニーズはますます高まっています。また、核家族化の進行等により、祖父母等の身近な人から子育てに関する協力等が困難な環境となっており、子育てに対する負担感や不安感等を抱える保護者も少なくありません。子育て環境が大きく変化する中で、安心してこどもを産み、育てられる環境の整備と、子育て家庭をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことがますます必要になっています。

本市では、次世代を担うこどもたちの未来を切れ目なく支援する環境整備を目指し、令和2年3月に「第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、児童の保育料・副食費の無償化の対象児を拡充する等、子育て環境の整備に取り組んできました。

この度、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、第2期計画の取組の進捗状況及び成果を踏まえ、本市を取り巻く現状と課題等に対応した更なる子育て支援の充実を図るため、「第3期魚津市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、引き続きこども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実に取り組みます。

計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、こども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆計画の基本理念

本計画では、これまでの基本理念は踏襲し、新たに、こどもの権利が尊重される「こどものまんなか社会」の考え方を理念に加えました。こどもたちの未来が輝くよう社会、地域ぐるみで子育て支援を実施します。

●基本理念

育てよう！ 次世代を担うこどもたちの未来
支えよう！ 楽しく安心して子育てできる未来
広めよう！ みんなが協力して子育てする未来
高めよう！ こどもの権利が尊重される未来

●スローガン

ともに育み、未来につなぐ、こどもまんなかのまち“うおづ”

現状・課題

少子化に対応した保護者ニーズの多様化を踏まえたサービスの充実

女性の労働力率の高さを背景に、0～2歳児の園児の入所率の増加や一時保育、延長保育等の充実が求められ、また、令和8年度から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が実施されることや保育士配置基準が改善されることもあり、今後更なる保育士等の確保を行い、こどもや子育て家庭を支援することが求められています。

地域社会全体でこどもを守り育てる環境づくりとネットワークの構築

こどもを祖父母に見てもらえる割合が、平成30年度調査と比較して1割強減少しており、祖父母等の身近な人にこどもを見てもらえない人や子育てに関する相談相手がいない人も増えてきていると予想されます。安心してこどもを育てられるよう、気軽に相談できる場を設ける等、地域社会全体でこども・子育てを支える環境を整備するとともに、関係機関・団体と連携した子育て支援体制とネットワークを構築し、運用していくことが必要です。

また、地域内におけるこどもの安全面の確保の観点から、防犯カメラの設置や通学路等の安全対策の整備等をより充実させる必要があります。

母子の健康を支え、健やかな成長を育むための環境の整備

妊娠・出産期から小児期にわたって切れ目のない支援が求められています。子育てに関する相談内容が複雑化してきており、様々な対応への強化や関係機関・団体等との密な連携と情報共有が求められています。

また、天候に左右されずに遊べる施設等の充実が求められており、本市では、子育て支援センター等、親子で楽しく遊べる施設が整備してあるほか、他市には無い水族博物館、ミラージュランド等があります。加えて、令和9年度には富山県において、「新川こども施設」の開館が予定されており、これら施設の利用促進を図るとともに、ニーズに応じて計画的な整備を検討していく必要があります。

こどもたちの育成環境としてスポーツ少年団が設置されていますが、少子化によって団体数や加入率の減少がみられることから、今後、育成環境のあり方の検討が求められます。

子育てと仕事の両立を支援する環境の整備とサービスの充実

本市では、出産、育児休業後に復職している女性が多いことから、働く女性のニーズに沿った子育てサービスの充実を図ることが必要です。加えて、男性の家事・育児参加・育児休業の促進等、男性への意識啓発や企業に理解を求める取り組みもあわせて必要です。

小学生の母親がフルタイムで勤務している割合が、平成30年度調査と比べて高く、それに伴い放課後児童クラブの利用ニーズは高くなっており、校区によっては、現児童センターのスペースだけでの受入れは困難になっていることから、ニーズの増加に対応し、受け入れできる体制を整える必要があります。

こどもが成長する権利を保障するための支援の充実

近年、児童虐待やこどもの貧困率の増加等、こどもを取り巻く課題が複雑化・深刻化しています。虐待リスク等を未然に防ぐとともに早期発見・早期対応につなげるためにも、行政、関係機関、市民が虐待やいじめ防止等に向けて連携を密に図ることが必要です。

また、こどもの貧困が社会問題として注目され、豊かに見える現在の日本でも9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされており、特に、ひとり親世帯のこどものうち約2分の1が貧困に直面していることが示されています。

本市においても、一定数の貧困家庭は存在することから、こどもの貧困の解決のためにそれぞれの課題に対して対策を講じて取り組むことが求められています。

こども・子育て施策の推進

基本方針1 教育・保育環境を充実する

女性の労働力率の高さや保護者の働き方が多様化する中、今後も0～2歳児の保育の入园率の増加や長時間利用に対するニーズが見込まれます。

また、令和8年度より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始、令和6年度に3歳以上児に対する保育士配置基準が改善、更に1歳児の配置基準の改善も予定されていることから、更なる保育士等の確保が必要です。

保育士等の職員の処遇改善にも留意しながら教育・保育の質の向上を図るとともに、民間と協力しながら、これらの保育ニーズにも対応するとともに育児休業中等の保護者に対する相談支援・情報提供体制を充実させ、安心して教育・保育サービスを利用できる環境を整備します。

施策目標	① 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供 ② 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上 ③ 産前・産後の休業及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援
------	--

基本方針2 子育てを支える地域をつくる

日常的にこどもを見てもらえる親族が身近にいない、身近に相談できる相手がいないことや地域とのつながりが希薄になってきたことにより、育児の孤立化が問題になっています。こどもや子育て家庭が安心して日常生活を送れるよう、気軽に相談できる場の創出や親同士・地域住民との交流を生み出し、地域ぐるみで子育て支援を実施します。

施策目標	① 地域における子育て支援の充実 ② 子育て支援のネットワーク ③ ボランティア活動の推進
------	---

基本方針3 母と子の健康を支える

妊娠・出産・育児期それぞれのライフステージに応じた情報提供、保健指導、相談等を行い、切れ目のない支援を実施します。特に、妊娠から産後1か月程度までの妊産婦の多くが不安感等を抱くケースが多いことから、産前・産後ケアの拡充を図り、母親の育児不安の軽減に向け、母子保健施策や関係機関・団体との連携を強化します。また、乳児家庭等への訪問を行い、母子の健康水準の向上に取り組むとともに、こどもの安全・安心の確保のため、小児医療の充実を図ります。

施策目標	① 母子保健サービスの充実 ② 小児医療の充実
------	----------------------------

基本方針4 こどもの生きる力を育む

家庭での子育てが適切で円滑に行えるよう、保護者が教育・保育について学ぶ機会を創出するとともに、地域においてもこどもの成長を適切に支えていけるよう、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

また、こどもの健康・体力の増進とともに、こどもの自主性や社会性、創造性を育むために、スポーツを楽しむ場、こども同士で遊べる場、異世代と交流できる場を提供し、こどもの心と体の健全な成長を促進します。

施策目標	① 家庭や地域の教育力の向上 ② こどもの心と体の健全育成
------	----------------------------------

基本方針5 子育てと仕事の両立を支える

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男女ともに子育てと仕事を両立できる環境づくりが重要です。リモートワークや時短勤務等の柔軟な働き方の実現や男性の育児休業の取得率向上の促進等を企業に強く働きかけ、後押しします。

また、女性が出産後も安心して子育てと仕事を両立できるように、多様化する保育ニーズに対応した支援サービスを充実させます。

放課後児童クラブにおいては、地域の実情に応じた受入れ体制を整備し、こどもたちの安全・安心な居場所を確保します。

施策目標	① 職場環境の整備及び啓発 ② 家庭での子育て協力体制の構築 ③ 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実 ④ 放課後児童支援施策の充実
------	---

基本方針6 全てのこどもの権利を守る

全てのこどもには、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく、一人の人間として尊重されるとともに、適切な養育を受け、その生活を保障される権利があります。この権利を市民に向けて周知するとともに、積極的に啓発活動を推進します。

また、こどもの健やかな成長に影響を及ぼすいじめや不登校、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラーなどの問題は、地域社会全体で取り組むべき重要な課題です。いじめや虐待等の防止及び早期発見につなげ、問題が発生した時に迅速・的確に対応することができるよう、支援体制の強化等を図ります。加えて、貧困対策においては、生まれ育った環境によってこどもの将来が左右されることなく、夢や希望を持つことのできる社会を築いていくこと、また、貧困が連鎖されないように、行政、関係機関等と連携しながら、こどもの貧困対策を推進します。

施策目標	① こどもの権利の確保 ② 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実 ③ こどもの貧困対策の充実 ④ いじめ防止・不登校のこども対策の充実 ⑤ 障がい児施策の充実
------	---

国のガイドラインに示された、今後の対応が必要な新規事業

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業
保護者の就労要件を問わず、0歳6か月～3歳未満の未就園児が保育所等を月一定時間まで、定期的に利用できるようにするもの。	家事・子育て等に対して不安等抱える家庭やヤングケアラー等がいる家庭に訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぎます。	虐待リスクが高い、不登校等、養育環境等の課題を抱える児童を対象に、包括的に支援を提供していきます。	要支援児童、要保護児童等の世帯等を対象として、ペアレント・トレーニング等を提供し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

教育・保育事業などの見込み量と確保の内容

認定区分と提供施設

区分	年齢	対象者	利用できる施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性のないこども	認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性のあるこども	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性のあるこども	保育園・認定こども園

教育・保育事業の見込み量と確保の内容

事業（単位）	区 分	令和 11 年度（計画終了年度）		
		①見込み量	②確保量	②-①
教育事業（人）	1号・2号認定〈認定こども園〉	35	66	31
保育事業（人）	2号認定〈保育園・認定こども園〉	467	677	210
	3号認定（2歳）〈保育園・認定こども園〉	157	205	48
	3号認定（1歳）〈保育園・認定こども園〉	145	182	37
	3号認定（0歳）〈保育園・認定こども園〉	70	70	0

提供体制と確保の考え方

◆教育事業は、幼稚園は無くなりますが、今後は認定こども園が担っていくことになり、ニーズに対応できる体制は確保されています。

◆保育事業は、公立園の閉園に伴い、全体的に保育施設は減少しますが、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、ニーズは確保されています。

一方、児童の保育料・副食費の無償化対象の拡充や「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」開始に伴い、今後1歳児以下の入所率の増加が見込まれます。確保量としては、充足していますが、今後、入所の状況を詳細に把握し、適正な配置を実施します。

地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容

事業（単位）	令和 11 年度（計画終了年度）		
	①見込み量	②確保量	②-①
延長保育事業（件）	5,909	7,700	1,791
地域子育て支援拠点事業（人）	5,104	6,400	1,296
放課後児童健全育成事業（人）	351	463	112
子育て短期支援事業（人）	2	2	0
一時預かり事業（人）	1,050	1,488	438
病児保育事業（人）	453	650	197
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（人）	15	15	0
乳児家庭全戸訪問事業（人）	161	161	0
養育支援訪問事業（世帯）	32	32	0
子育て世帯訪問支援事業【新規】（回数）	20	20	0
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型以外）（か所）	2	2	0
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業…旧伴走型相談支援事業）（1人あたりの回数）	3	3	0
妊婦健康診査事業	1,850	1,850	0
児童育成支援拠点事業【新規】（人）	10	10	0
親子関係形成支援事業【新規】（世帯）	13	13	0
産後ケア事業（人）	10	10	0
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】（人）	6	6	0

保育施設等の今後のあり方

1 公立保育所等のこれまでの経過（第2期計画期間）

小学校就学前までの時期は、こどもの生涯にわたる人間形成の基礎がつくられ、保育園等ではその役割を担い、こどもを心身ともに健やかに育成することに努める必要があります。そのためには、望ましい集団活動が実現できる環境を整えることが必要と考えています。

「第2期計画」では、適正な保育環境や、小学校規模適正化による小1ギャップの緩和等の観点から、園児数の減少した保育所等の閉園を行い、規模適正化を図りました。

2 今後の方針

（1）保育士の確保・処遇の改善

公立園の規模適正化により、残る3園に保育士を集約し、こどもたちの保育環境の向上、保育士の新配置基準や「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」への対応も図ります。

賃金面では、国の処遇改善施策を活用し改善に努めるとともに、保育業務の効率化による業務負担軽減を図ります。

私立園においては、保育補助者雇上強化事業等を実施し、保育士補助の人材確保を支援し、保育士の業務負担軽減、保育士の定着率の向上、教育・保育の質の確保及び向上を図ります。

（2）公立園の維持・認定こども園化

いずれの園でも在園園児数の減少が見込まれますが、公立園は、「子育て支援の中核的機能」、「民間保育施設に対する相談・支援機能」、「多様なニーズへの対応」等の役割があることや、保育士の雇用維持の観点からも、今後も継続して維持していく必要があります。

また、令和6年度末で大町幼稚園が閉園となり、1号認定（教育標準時間認定）園児の公立園での受け皿がなくなります。私立認定こども園では受入れ対応していますが、公立園としての役割やニーズもあるため、公立保育所の「認定こども園化」の検討を進める必要があります。

（3）幼児教育から小学校教育への円滑な接続の推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、特に小学校入学当初は幼児教育との指導法の連続性・一貫性を確保することが重要です。

これまでの取組として、令和4年度には、経田小学校、経田保育園、天神保育園がモデルとなり、幼児期と小学校との架け橋期カリキュラムを作成する等しております。

また、令和7年度以降は、市主催の学校、保育所等の合同研修会を開催しながら、円滑な接続体制のためのカリキュラム作成やその実施等を予定しています。

（4）施設の整備・改修

本市の公立園3園は、昭和50年代に建築された園舎であり、老朽化が進んでいます。公立園の統合も視野に入れ、計画期間内の園舎建替の検討を進めていく必要があります。併せて、令和7年度以降に建替えを予定している魚津第二こども園のほか、私立園から園舎の建替え等の要望があった場合には、国の補助金等を活用し支援していきます。

（5）企業等の協力

地域に保育所等が少なくなることで、居住地から遠く離れた保育所等にこどもを預けなければならず、特に仕事を持つ保護者においては、こどもも保護者も大きな負担となります。子育てしやすい環境をつくるには行政の力だけでは限界があり、企業の協力が不可欠であることから、フレックスタイム制や始業時間、終業時間の繰り上げ、繰り下げといった柔軟な働き方を推進していく必要があります。

推進体制

1 子ども・子育て会議での計画の評価と点検

本計画を着実に推進するため、庁内の推進体制や市民、地域、団体等との協働体制の中で施策・事業を実施していくとともに、その進捗状況を定期的に評価・点検し、今後の事業実施に反映します。

また、計画に掲げた施策・事業の実施状況については、「子ども・子育て会議」にて進捗状況等を報告し、適切に実施されているかを評価・点検します。

教育・保健及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保の内容等、具体的な数値目標を設定した部分については、詳細にその状況を確認し、計画と大きな乖離が見られた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

2 庁内の推進体制

本計画は、こども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ保健・医療・雇用・生活環境など多岐の分野にわたっています。こども課を中心に、「魚津市少子化対策推進庁内会議」の中で、関係各課の施策・事業の実施状況を定期的に共有するとともに、関係各課との連携を強化し、取り組むべき課題等の共通認識を持ち、本計画を総合的・計画的に推進します。

3 市民・地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき子育て支援施策・事業を着実に実施していくとともに、市民や企業、保育所・認定こども園、学校等、地域の関係団体等の協力と主体的な取組が必要不可欠です。

そのため、本計画の内容を市広報誌やホームページ等を通じて、積極的に周知や啓発活動等を行うとともに、こども・子育てに関わる関係機関や企業、各種団体等と連携・協力体制を強化し、本計画の取組を推進します。

4 広域調整や県との連携

市を超えた広域的な教育・保育のニーズ、障がい児や要保護児童への対応等、供給体制や支援体制の整備が必要な場合は、県及び近隣市町村との連携・調整を図り、より充実した取組を進めます。

第3期 魚津市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行日／令和7年3月

発行者／魚津市

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10-1

TEL：0765-23-1079

FAX：0765-23-1061